


相続定期預金 商品概要説明書

(2022年12月19日現在適用中)

1. 商品名	・相続定期預金 ※基本商品：スーパー定期						
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま						
3. お取扱い店	・インターネット支店を除く全店 ※ATM、インターネット／モバイルバンキング、テレフォンバンキングではお取り扱いしていません。						
4. お預入れ期間	・1年、3年、5年						
5. お預入れ方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上 ※預入限度額・・・相続金額範囲内 ・1円単位						
6. 払戻し方法	【単利の場合】 ・満期日以後に一括して払戻しいたします。 【複利の場合】 ・満期日以後に一括して払戻しいたします。 ・預入日から1年経過後は、1万円以上1円単位で一部解約(中途解約)も可能です。 ※詳細は「スーパー定期<複利型>」をご参照ください						
7. 利息 (1) 適用金利	・次の金利を初回満期日まで適用いたします。 <table border="1" data-bbox="422 1534 1366 1738"> <tr> <td>期間1年</td> <td>店頭表示金利＋年利0.20%(税引前)</td> </tr> <tr> <td>期間3年</td> <td>店頭表示金利＋年利0.25%(税引前)</td> </tr> <tr> <td>期間5年</td> <td>店頭表示金利＋年利0.35%(税引前)</td> </tr> </table> ※初回満期日までの適用金利は、お預入れ時における、お預入れ金額・期間に応じた「スーパー定期」の店頭表示金利に特別金利を加算した金利といたします。 ※初回満期日までは特別金利が適用されますが、自動継続後は特別金利が適用されず、自動継続時における、お預入れ金額・期間に応じた「スーパー定期」の店頭表示金利が適用されます。 ※市場動向により適用金利を変更する場合がございます。	期間1年	店頭表示金利＋年利0.20%(税引前)	期間3年	店頭表示金利＋年利0.25%(税引前)	期間5年	店頭表示金利＋年利0.35%(税引前)
期間1年	店頭表示金利＋年利0.20%(税引前)						
期間3年	店頭表示金利＋年利0.25%(税引前)						
期間5年	店頭表示金利＋年利0.35%(税引前)						

	<p>預入期間が1年半以上2年未満の場合 約定利率×60%</p> <p>預入期間が2年以上2年半未満の場合 約定利率×70%</p> <p>預入期間が2年半以上3年未満の場合 約定利率×90%</p> <p><5年定期></p> <p>預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>預入期間が6か月以上1年未満の場合 約定利率×30%</p> <p>預入期間が1年以上1年半未満の場合 約定利率×40%</p> <p>預入期間が1年半以上2年未満の場合 約定利率×50%</p> <p>預入期間が2年以上2年半未満の場合 約定利率×60%</p> <p>預入期間が2年半以上3年未満の場合 約定利率×70%</p> <p>預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×80%</p> <p>預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×90%</p>
11. 利率情報の入手方法	<p>・窓口へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。</p>
12. 利子に対する課税	<p>・原則として、20%(国税15%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。</p> <p>・適格の方は、マル優をご利用いただけます。</p>
13. 手続で必要となるもの	<p>・ご本人さま確認書類、お届け印のほか、以下(1)～(3)について確認できる書類をお持ちください。</p> <p>(1)金融機関での相続手続完了時期が確認できる書類</p> <p>例) ・金融機関に提出された相続手続依頼書の写し</p> <p>・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し</p> <p>(2)お預入れされる方が相続人または受贈者であることが確認できる書類</p> <p>例) ・戸籍謄本の写し</p> <p>・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し</p> <p>・遺産分割協議書の写し</p> <p>(3)本定期預金のお預入れ原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類</p> <p>例) ・被相続人名義の解約済通帳と計算書の写し</p> <p>・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)の写し</p> <p>・遺産分割協議書の写し</p> <p>・保険会社から送付される保険金等支払通知書</p> <p>・相続された不動産や有価証券等の換金代金が確認できる書類</p> <p>※当社で相続手続をされた方は(1)～(3)の書類は不要です。</p> <p>※上記以外の書類をご提出いただく場合もございます。詳しくは窓口までご相談ください。</p>
14. 当社が契約している指定紛争	<p>・一般社団法人全国銀行協会</p> <p>連絡先 :全国銀行協会相談室</p>

相続定期預金 商品概要説明書

(2022年12月19日現在適用中)

解決機関	電話番号:0570-017-109 または 03-5252-3772
15. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・本商品は預金保険の対象となります。・本商品は自動継続のみのお取り扱いとなります。・満期日が土日・祝日等に当たる場合、実際に解約可能な時期は、当該満期日の翌営業日以降となります。・他のキャンペーン等の金利上乘せとの併用はできません。・金融情勢の変化等により、事前の予告なく適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。